

2019年11月25日の経営会議の概要

開催日時	2019年11月25日(月) 午前8時30分 ~ 午前9時10分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・考え方の柱の承認
所管部課	地域福祉部障がい福祉課
案件名称	「(仮称) 町田市障がい者施策推進計画21-26」の策定について
実施期間	2021年4月 ~ 2027年3月
法令根拠	障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)
対象者 (お客様)	障がいのある人及びその家族、支援者、関連事業者等
案件概要	<p>現在、町田市の障がい福祉施策は、理念計画である「第5次町田市障がい者計画」及び障害福祉サービス等の見込量や実現方策を定めた「町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)」に基づき推進しています。2020年度末に2つの計画が同時に期間満了を迎えるにあたり、計画間の整合性を高め、より分かりやすい計画にすることを目的として、次期計画を一体的な総合計画として策定します。</p> <p>現計画策定から今日までには、障がい者差別の解消、法定雇用率の引上げや雇用率算定対象の拡大、新たな障害福祉サービスの創設等に関する法制度の変化がありました。加えて、昨今、国は地域共生社会を目指すため、分野別・年齢別の縦割り型支援ではなく、障がい・児童・高齢・医療等の分野が連携した、地域における包括的な支援体制の構築を掲げています。</p> <p>一方、市内では障がい者の数が年間約2.3%の割合で増加し、学校卒業後の進路先の確保や、高齢化、重度化、「親なきあと」に対応した支援の充実、障がい理解の促進等が課題となっています。このように福祉施策へのニーズが高まっており、障がい福祉課及び市内5地域の障がい者支援センター、その他関係機関等の支援体制にも期待が寄せられています。</p> <p>これらの課題に対応できるよう、次期計画は「障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みづくり」及び「障がい理解の促進・差別の解消」を柱とします。また、地域福祉計画及び他の部門計画との整合性を重視し、関係部署との情報共有を密に行いながら計画策定を進めていきます。</p> <p>なお、現計画の障がい者計画及び障がい福祉事業計画の関係性においては、期間や構成のずれが課題となっていました。そのため、次期計画期間は、3カ年の障がい福祉事業計画部分と同時に策定や評価ができるよう、障がい者計画部分を5カ年から6カ年に変更します。また、構成については、具体的な実施計画を障害福祉サービス分野に限定せず、他の分野も含めた全体の事業に広げていきます。ニーズ調査や現計画の振り返りによる市の実情を反映するとともに、市民の方にも分かりやすい、実行性のある計画を目指します。</p>

<p>主な意見</p>	<p>○今後の町田市の障がい者施策の基本的な方針を掲げる町田市障がい者計画と、この計画に基づき障がい福祉サービスの提供体制の確保等を定めた障がい福祉事業計画は、計画期間が異なるため、それぞれ分けて策定すること。</p> <p>○庁内関係部署との検討体制を明確にして示すこと。</p> <p>○障がい者の地域移行の支援体制について検討を行うこと。</p> <p>○その他、文言の整理をすること。</p>
<p>審議結果</p>	<p>提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。</p>
<p>出席者</p>	<p><委員・幹事></p> <p>石阪市長、高橋副市長、木島副市長、坂本教育長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、企画政策課政策研究担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者></p> <p>地域福祉部長、障がい福祉課長</p>

開催日時	2019年11月25日(月) 午前9時10分 ~ 午前9時40分
開催場所	政策会議室
付議目的	南町田グランベリーパークの運営手法の方向性の承認
所管部課	都市づくり部 都市政策課
案件名称	南町田グランベリーパーク運営に係る一般財団法人の設立について
実施期間	2020年6月 ~ 概ね10年間
法令根拠	なし
対象者 (お客様)	南町田グランベリーパークの来街者・関係事業者、地域住民
案件概要	<p>①立案の背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市・東急(株)は2014年度から官民が連携・共同して「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」を推進し、2019年11月13日に鶴間公園・商業施設を中心とした「南町田グランベリーパーク」のまちびらきを迎えた。 ・まちびらきを前に、2019年4月には市・東急(株)間で「南町田グランベリーパークの運営における協働に関する協定」を締結し、まちの運営面においても二者が協働して取り組むことに合意した。 ・まちびらき後は、公園指定管理者、商業施設・パークライフサイトの各施設運営者が連携する「マネジメント会議」を編成し、まちの運営(タウンマネジメント)に取り組んでいくが、プロジェクトで目指してきた「緑と賑わいの融合した新たなパークライフの体現」の思想を持続させていくためには、プロジェクト側(市・東急(株))の一定の関与と支援が必要となる。 <p>②立案の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちのコンセプトを体現する効果的・持続的なタウンマネジメントを行っていくために、公的な資金を含むまちの運営財源を一括して収納・管理し、まちの魅力化・ブランド化に資する活動に対して計画的に資金を運用することを目的とした「一般財団法人」を設立する。 ・当法人はプロジェクトを推進してきた市・東急(株)が参画して意思決定に関与することを前提とし、市・東急(株)の負担金(目的別ふるさと納税充当分を含む)、公園指定管理者からの収益還元金、その他まちとして収入(ロケ・視察受入手数料、執筆料など)を総合して運用するものとする。 <p>③施策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当法人から資金を充当し、タウンマネジメントとして取り組む内容は以下を想定する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) がっこう祭等の市民参画イベント、季節イベント(イルミネーション等) (2) コミュニティ機能(まちライブラリー)等の運営 (3) PR事業 (4)まちをフィールドに活動する市民活動へのサポート ・運営者間のマネジメント会議が検討した企画のうち、市・東急(株)が双方平等な意思決定権を保有する財団の中で承認したものについて、財団資金を充当することとする。

	<p>④今後のスケジュール</p> <p>2020年3月 行政報告</p> <p>2020年4月～ 設立準備委員会（3回程度）</p> <p>2020年6月 法人設立（予定）</p>
主な意見	<p>○財団の名称について、市民に親しみやすい団体名称となるよう、十分に検討すること</p> <p>○その他、文言の整理をすること。</p>
審議結果	<p>提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。</p>
出席者	<p><委員・幹事></p> <p>石阪市長、高橋副市長、木島副市長、坂本教育長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、企画政策課政策研究担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者></p> <p>都市づくり部長、都市政策課長、都市政策課担当課長</p>

開催日時	2019年11月25日(月) 午前9時40分 ~ 午前10時30分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・考え方の柱の承認
所管部課	都市づくり部 都市政策課・交通事業推進課・地区街づくり課・住宅課・公園緑地課
案件名称	「(仮称) 都市づくりのマスタープラン」の策定及び「町田市住みよい街づくり条例」の改正について
実施期間	2019年12月 ~ 2022年3月
法令根拠	・都市計画法第18条の2 ・都市公園法第4条 ・空家等対策の推進に関する特別措置法第6条
対象者 (お客様)	市民、来街者、まちづくり事業者、関係自治体など
案件概要	<p>①立案の背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市づくり分野の計画として、これまで「都市計画マスタープラン」、「交通マスタープラン」、「緑の基本計画」、「住宅マスタープラン」とその他これらから派生する計画・方針を策定し、計画的にまちづくりを推進してきた。 ・今後20年を見据え、人口減少社会の到来、また多摩都市モノレールを中心とした大規模交通基盤を町田市として迎えるにあたり、分野横断的に新たな都市構造を設計し、共通した施策を展開していく必要がある。 ・「町田市住みよい街づくり条例」は施行後15年が経過している。一方で、「まちだ〇ごと大作戦」の取組による市民のまちづくり活動の機運向上の状況を踏まえ、本年11月に都市計画審議会及び街づくり審査会から、市民主導によるまちづくり制度の見直し方向性に関する答申を得た。 <p>②立案の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記を踏まえ、都市計画・交通・緑・住宅の各マスタープランについて、共通した将来都市像をもとに、「(仮称) 都市づくりのマスタープラン」として統合的に策定する。これにより、分野間の整合及び効率的な改定工程を実現する。 ・合わせて、住みよい街づくり条例の制度見直し検討を行い、マスタープランの実現手段として、“テーマ型まちづくり活動”を重視した新たな市民まちづくり制度を設計する。 ・「(仮称) まちだ未来づくりビジョン2040」及び地域福祉計画等策定と連携し、共通した将来像の設定、多世代の市民意見反映に取り組む。

	<p>③施策の概要（施策の意図） 【別添資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体パート編 =将来都市像の2層化 （モノレールを枢要な都市基盤とする新たな都市構造の設定／エリア特性を活かした暮らし方を提案する、町田版コンパクトな都市構造の定義） ・個別パート編 =分野ごとの施策体系化 （都市計画・モビリティ・みどり・住宅の各分野の施策を体系化するとともに、5ヶ年計画と連動した実施方針により“やることリスト化”する） ・地区別パート編 = 地域別構想編の抜本的見直し （市域を区分してまちづくり方向性を示すのではなく、市民による地区まちづくりや、行政発意の拠点整備計画等を“総合リスト化”する仕組みに変更） <p>④今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年2月の都市計画審議会にて諮問、特別委員会設置し一括した議論 ・2021年度中に策定完了 <p>※2020年を計画終期としている現在の都市計画マスタープラン、緑の基本計画、住宅マスタープラン及び空家0計画の計画期間を2021年度末まで延長する。</p>
<p>主な意見</p>	<p>○町田市の都市づくりの基本の考え方としてふさわしい内容にするため、街づくり審査会において、各専門分野の委員が刺激し合える議論をできるよう、運営面の工夫をすること</p> <p>○その他、文章表現及び文言の整理をすること</p>
<p>審議結果</p>	<p>提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。</p>
<p>出席者</p>	<p><委員・幹事></p> <p>石阪市長、高橋副市長、木島副市長、坂本教育長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長、企画政策課長、企画政策課未来づくり担当課長、企画政策課政策研究担当課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法制課長、職員課長、財政課長</p> <p><説明者></p> <p>都市づくり部長、都市整備担当部長、都市政策課長、交通事業推進課長、地区街づくり課長、住宅課長、公園緑地課長、都市政策課担当課長</p>

